

八戸市農業委員会 1 月総会議事録

日時：令和2年1月15日（水）午後3時00分

場所：八戸グランドホテル 2階トパーズ

出席委員

農業委員 18名中 17名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 欠	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 坂下 彌一 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 欠	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 欠	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政 GL）村上 司、農地 GL 川名 雅之、
主幹 古舘 恵子、主幹 大里 知矢、技師 深堀 成美、主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、総会を開会いたします。

本日は、山内光興農業委員、清川新一推進委員、松倉賢六推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第6号につきまして、齋藤正人推進委員が当事者になっている事案があります。推進委員につきましては、会長からの案内はいたしませんので、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

あけましておめでとうございます。今年の干支は庚子ですが、この干支は新たなことにチャレンジし、変化のある年になると書かれてありました。農業委員、農家にとっても、農業行政においても良い年になるように、新しいもの、チャレンジするものが生まれてくるように願っております。八戸市の農業のためにこの憲章もでございます。年の初めの一発目の憲章でございますので、大きな声で憲章を唱和したいと思いますので、よろしく願います。

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願います。

会長

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかな新年を迎えられたことと思います。今日何人か欠席されている方もおられますが、本年も

健康に気を付けて全員揃って仕事ができる1年になればと思っております。それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、12番 加藤 浩幸 委員、13番 松橋 剛志 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

木村弁一委員

木村から報告いたします。去る12月26日、明戸農業委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号53番を調査してまいりましたので報告します。

この案件は、受人が運営する認定こども園の園児が、教育の一環として農作業体験をするために田を取得したいという案件です。農地は通常、農地所有適格法

人の要件を満たす法人しか取得できないこととなっておりますが、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定により、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人は、要件を満たせば、農地を取得できることとなっております。なお、受人は同目的で、昭和62年に田を991㎡取得しております。

3条 53番

それでは、番号53番の報告をいたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人です。態様別は売買です。申請理由は、受人は社会福祉事業のため、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、じゃがいも、にんじん、さつまいもです。申請者の過去3年間における農地の取得、売却事例は、平成30年6月に認定こども園を建設するために、田を取得しています。通作距離ですが、申請地は受人の園舎と隣接しています。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地、山林地なし。農業体験学習は30年前から行っており、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農機具保有状況について、農機具の保有はございませんが、年2回ロータリーをかけてもらう予定だそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第3 会長	<p>次に、日程第3、議案第2号、令和元年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p>
	<p>それでは、事務局から説明願います。</p>
大里主幹	<p>事務局の大里から、議案第2号、令和元年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。</p>
	<p>資料3ページをお開き願います。</p>
	<p>今回の利用権設定件数は賃貸借5件、使用貸借2件の計7件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4名、貸し手7名で、利用権設定面積は31,803.26㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積1番～3番	<p>番号1番から番号3番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号1番と番号2番は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当り年間7,000円でございます。番号3番は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。</p>
利用集積4番	<p>番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。</p>
利用集積5番～7番	<p>番号5番から資料4ページ番号7番までは、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、番号5番は10年間使用貸借するものでございます。番号6番は5年間使用貸借するものでございます。番号7番は1年5か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当り年間3,000円でございます。</p>

公告年月日は、令和2年1月21日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第3号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第3号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。

資料5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借1件、使用貸借2件の計3件となっております。借り手の人数につきましては3名で、利用権設定面積は11,281.26㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を

掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の農用地利用集積計画、番号5番から番号7番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために、1年5か月間賃貸借するもので、賃借料は、10a当り年間3,000円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、

八戸市長に回答します。

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

まず始めに、事務局から説明願います。

深堀技師

事務局の深堀より、議案第4号について説明いたします。

今回、議案第4号として受付した農地法第5条許可申請の案件ですが、同一の事業の目的に供するための転用面積が合計152,516.35㎡となっており、15ヘクタールを超えております。農地転用の許可手続きにおいて、転用面積が4ヘクタールを超える場合は、農林水産大臣との協議を要する都道府県知事許可となっており、この場合、申請内容について農業委員会総会で審議し、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行い、それらの意見を付して都道府県知事に申請書を送付することとなるため、転用面積が4ヘクタール以下の案件とは別の議案としたものでございます。この案件については、申請書を青森県知事に送付した後は、青森県農林水産部において農林水産省東北農政局との協議が行われます。協議が順調に進めば、青森県知事から許可される予定となっております。

以上、説明を終わります。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

木村武美委員

木村から報告します。去る1月7日、山内委員と農業経営振興センター多目的研修室において、議案第4号の31番から59番を調査してまいりましたので報告します。受人及び転用目的が同一で申請地全件を一体利用するものですので一括して報告します。受人と渡人の住所、氏名、職業、年齢並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。なお、転用面積は市が権限移譲を受けている4ヘクタールを超え、県知事許可となる15.3ヘクタール、152,516.35㎡であります。

調査には、全件とも受人、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買で、転用目的は八戸北インター第2工業団地整備です。実施計画は、令和2年7月1日から令和6年2月29日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連ですが、農用地については、令和元年8月28日に除外済。開発許可は必要ですが、事前相談済。埋蔵文化財については、番号31番から38番、43番、49番が該当していますが、届出済。土地改良区の意見は不要です。被害防除措置ですが、盛土切土をし、事業用地を整地します。事業排水は、分譲後に各立地企業が浄化槽を設置し、その処理水は専用管で集め、水田用水とは合流しない、八戸環状線の道路側溝を経由し、浅水川へ排水します。雨水は道路側溝により、事業敷地北側の調整池に集められ、南部山健康運動公園内の箕子渡溜池と河原木都市下水路を経由し、馬淵川に排水するそうです。また、各立地企業が取得した土地の周囲にフェンスを設置するよう、協力を求めていくそうです。申請地は、八戸市農業経営振興センターから東側約600mに位置し、畑、山林に囲まれ、市道に接続しております。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、申請に係る農地をこれらに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、第1種農地の割合が3分の1を超えず、当該利用目的を達成するために当該農地を供することが必要であると認められ、不許可の例外に当たるためです。権利調整措置については、番号33番と43番に抵当権が設定されている土地がありますが、受人は了承済だそうです。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、その旨の意見を付して、県知事へ送付して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、許可権者である青森県知事へ送付いたします。

日程第6

次に、日程第6、議案第5号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

明戸委員

明戸から報告します。去る12月26日、村上委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号27番と28番を調査してまいりましたので報告します。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条27番

番号27番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は使用貸借です。転用目的は携帯電話無線基地局撤去工事の工事用地で、仮設トイレ1棟を設置して利用します。実施計画は、令和2年1月21日から令和2年4月20日。3か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は自己資金。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、敷き鉄板と仮囲いを設置します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南東側約720mに位置し、宅地と畑に囲まれ、市道に接続しております。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外に当たるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 28番

続いて、番号 28 番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買で、転用目的は駐車場です。実施計画は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 2 月 15 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、盛土と砂利敷きをし、申請地周囲にネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立高館小学校から北西側約 600m に位置し、宅地、雑種地、原野に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地。許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進んでおり、市街化区域に近い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

以上、いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

村上委員

村上から報告します。去る 12 月 26 日、明戸委員と別館 7 階会議室 B において、番号 29 番と 30 番を調査してまいりましたので報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 29番

番号 29 番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 2 年 1 月 21 日から令和 2 年 3 月 6 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区の意見は不要、埋蔵文化財区域外です。被害防除措置として、申請地周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立鮫中学校から南東側約 870m に位置し、原野、雑種地、畑に囲まれています。また、申請地までの道路はありませんが、申請地に続く土地の通行承諾書が提出されています。農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕しており、地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 30番

続きまして、30 番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者

の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置で、申請地と隣接する宅地1筆と合わせての転用となります。実施計画は、令和2年1月21日から令和2年3月6日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区の意見は不要、埋蔵文化財区域外です。被害防除措置として、申請地周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸工業大学から北西側約850mに位置し、住宅、山林、畑に囲まれ、市道に接続しております。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕しており、地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

以上、いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

三浦委員、どうぞ。

三浦豊委員

29番、30番ですが、会社が受人になって、土地を買って、太陽光発電を実施するものですが、今後も増えていくのでしょうか。

深堀技師

事務局の深堀からお答えいたします。

農地調査の際に伺っておりますが、八戸市は日照時間が長いということで増やしていきたいと考えているということです。

会長

三浦委員、よろしいですか。

三浦豊委員

はい。

会長

その他に御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

会長

次に、日程第7、議案第6号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書（新規）並びに引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）交付の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

古館主幹

それでは事務局古館から説明させていただきます。

1月総会議案第6号関係資料と書かれている資料を御覧ください。

これは、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予等の特例の適用を受ける場合の、贈与者、受贈者及び被相続人、相続人が適格要件に該当する旨の適格者証明書の交付及び納税猶予等適用者の継続届に必要な引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、承認を求めるためのものです。

それでは資料の1ページ目、贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予適格者をお開きください。まず、贈与税納税猶予制度及び不動産取得税徴収猶予制度について御説明いたします。

この制度は農地等を推定相続人の1人に一括贈与し、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第70条の4、並びに地方税法附則第12条第1項により、農地等に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができるものです。適用を受ける場合は、贈与を受けた翌年の2月1日から3

月 15 日までの間に、農業委員会が交付した適格者証明書を持って、税務署等へ申告しなければなりません。平成 31 年 1 月から令和元年 12 月中に農地等の一括贈与を受けた後継者で猶予の対象となる方はいませんでした。よって証明書の交付予定はございません。

次に相続税納税猶予制度について御説明いたします。農地を相続し、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法第 70 条の 6 により農地等の相続税の納税猶予の特例を受けることができます。この適用を受けるには、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して 10 か月以内に農業委員会が交付した適格者証明書を持って、税務署に申告しなければなりません。ただし、相続の発生、つまり農地所有者の死亡は予測することができませんので、交付申請があり次第、審査の上、適格者証明書を交付することとなります。

次に、2 ページを御覧ください。

まず、2 ページの一覧は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予等を受けている方のうち、令和 2 年 3 月 15 日までに継続届出書の提出が必要な対象者となっており、また 3 ページの一覧は、相続税の納税猶予を受けている方のうち、来年 3 月末までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。継続届出書は贈与税、不動産取得税、相続税の納税猶予等の適用を受けている者が税務署又は三八地域県民局県税部に対して、3 年ごとに提出することになっており、関係法令により、継続届出書には農業委員会で交付する引き続き農業経営を行っている等の証明書を添付することになっております。提出しない場合は納税猶予等が打ち切られることとなります。

以上のことから、2 ページから 3 ページに記載されている方、又は、新たに農地の相続人となった方から農業委員会に対し証明書の申請があった場合は、速やかに交付できるよう事前に承認を得るものであります。

参考としまして、関係様式を 4 ページから 11 ページに添付してございます。4 ページから 10 ページは新規で申告をする際に添付する、適格者証明書の様式であり、11 ページは継続届に添付する引き続き農業経営を行っている等の証明書の様式となっております。

なお、最後になりますが、贈与税、不動産取得税及び相続税の猶予については、本来は、農地の細分化防止や、農業を継続したくても税金を支払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるのを防ぐために設立された制度です。そのため、猶予が適用されている農地の、売渡し、貸付け、転用が制限され、これらの行為や耕作の放棄があった場合には、猶予が打ち切られ、猶予されてきた税額に、利子税を加算して納税する必要があります。猶予を受けた年数によっては莫大な金額となる可能性もあることから、猶予制度は決して安易に利用すべきものではなく、後継者の有無や、高齢になってからの耕作の可否を熟慮し、家族の同意を得た上で、活用すべきことが求められる制度であることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第8

会長

次に、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の12月分のござ

います。

資料の 19 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料 19 ページ番号 109 番から資料 22 ページ番号 119 番までの計 11 件となっております。

相続等 109 番

番号 109 番、権利取得事由は相続で、取得した権利の種類は所有権でございます。

相続等 110 番

番号 110 番、権利取得事由は持分放棄で、取得した権利の種類は所有権でございます。

相続等 111 番

～118 番

番号 111 番から 22 ページの番号 118 番までは、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

相続等 119 番

番号 119 番、権利取得事由は時効取得で、取得した権利の種類は所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 9

会長

次に、日程第 9、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条届出の撤

<p>撤回願 2 番</p> <p>撤回願 3 番</p>	<p>回願の 12 月分でございます。</p> <p>資料の 23 ページをお開き願います。</p> <p>申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p> <p>番号 2 番、撤回理由は譲受人変更のためでございます。</p> <p>番号 3 番、撤回理由は売買代金及び建築資金の目処が立たなくなったためでございます。</p> <p>いずれも書類は適正であり、受理した旨を譲渡人及び譲受人に対し通知しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>会長</p>	<p>御質疑なしと認めます。</p>
<p>日程第 10 会長</p>	<p>次に、日程第 10、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。</p>
<p>寺地主事</p>	<p>事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条届出の 12 月分でございます。</p> <p>資料の 25 ページをお開き願います。</p> <p>譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
<p>5 条 193 番 5 条 194 番</p>	<p>番号 193 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。</p> <p>番号 194 番、転用目的は宅地分譲でございます。</p>

5条 195 番	番号 195 番、転用目的は敷地拡張でございます。 次ページをお開き願います。
5条 196 番～198 番	番号 196 番、番号 197 番、番号 198 番、転用目的は駐車場でございます。 次ページを御覧願います。
5条 199 番	番号 199 番、転用目的は駐車場でございます。
5条 200 番、201 番	番号 200 番、番号 201 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 202 番	番号 202 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 203 番	番号 203 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 204 番	番号 204 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 205 番～207 番	番号 205 番、番号 206 番、番号 207 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 208 番～210 番	番号 208 番、番号 209 番、番号 210 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 11 会長	次に、日程第 11、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局から報告願います。

寺地主事	<p>事務局の寺地から御報告いたします。</p> <p>資料の 31 ページをお開き願います。</p> <p>届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
18 条 17 番	<p>番号 17 番は、農地法第 3 条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。</p> <p>通知年月日は、令和 2 年 1 月 17 日を予定しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御質疑なしと認めます。</p>
日程第 12	<p>次に、日程第 12、報告第 5 号、農地改良届出についてを議題といたします。</p>
会長	<p>事務局から報告願います。</p>
寺地主事	<p>事務局寺地から御報告いたします。</p> <p>資料の 33 ページをお開き願います。</p> <p>届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
改良届出 11 番	<p>番号 11 番、着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。</p> <p>届出年月日、受理年月日は令和元年 12 月 4 日、報告年月日は令和元年 12 月 4 日でございます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。</p>

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 13

次に、日程第 13、報告第 6 号、非農地通知の取消しについてを議題といたします。

会長

事務局から報告願います。

川名 GL

事務局の川名から御報告いたします。

資料の 35 ページをお開き願います。また、別紙としてお配りしております農地調査写真も併せて御覧ください。

非農地取消し 1 番

番号 1 番につきましては、令和元年 9 月総会の議案第 46 号（荒廃農地調査）関係資料農地一覧表の番号 83 番により非農地として判断された土地で、土地の所在、地目、面積、荒廃農地の把握年月日、非農地通知書発出年月日は資料に記載のとおりでございます。非農地通知取消年月日は、令和元年 12 月 23 日でございます。また、当該土地は、非農地判断後に農地台帳上、非農地として取り扱うことといたしましたが、非農地通知の取消しに伴い、農地として再登録をいたしました。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後3時55分)